

理事長あいさつ

公益社団法人への移行に理解を

理事長 船越 昇



全国のシルバー人材センターではいま新しい公益社団法人への移行が課題になっています。精華町シルバー人材センターも新公益法人への移行を考えています。新公益法人制度の概要を説明します。

Q いまなぜ公益法人制度が改革されるのか。

A これまでの公益法人制度は、法人の設立と公益性の判断が役所の裁量で行

なっていました。その結果、公益性の判断が不明確であり、公益性の判断が厳しくなるとともに、様々な問題が指摘されてきました。そこで、平成18年6月に新公益法人関連法ができて、一般の法人設立は登記だけで簡便に行えるようになる一方で、公益法人には明確な基準をつくって、厳しく監視していくことになりました。

Q シルバーセンターはなぜ公益社団法人へ移行するのか。

A 新しい制度では、いまの社団法人は公益社団法人に移行するか、一般社団法人にとどまるかの二つの道が用意されており、平成25年11月末までに手続きをとらなければ解散したとみなされます。シルバー人材センターは高齢化社会を支える地域の中核的な組織になることが期待されていることから、シルバー人材センターの全国組織は公益社団法人への移行が望ましいとしています。

Q 公益社団法人への移行のメリット、デメリットは何か。

A メリットは税制面で優遇されます。公益目的事業には法人税が非課税になります。また「公益社団法人」を名乗れることで、他の組織との違いが鮮明にでき、社会的信用が高まり、受注競争が有利になります。自治体の補助金が受けやすくなることも期待できます。デメリットは運営から事務処理まで認定基準に従って行われなければならないので、自由な運営や柔軟な事業展開が制約されます。

Q 公益法人に認定されるにはどんな条件を満たさなければならないか。

A 何よりも公益目的事業を行うことを主な目的にしなければなりません。シルバーセンターでいう公益目的事業とは、高齢者の福祉の増進を目的とする事業であり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとされており、認定機関が判断します。健全な財政基盤は必要だが、使用目的が具体的に定まっていない財産を一定額以上持つことは認められません。財務諸表も新公益法人会計基準に沿って組み替えなければなりません。

Q 移行への日程はどうか。

A まず定款を変更して總會の承認を得、公益認定を申請することになります。出来るだけ早く手続きをとるという府連合会の指導に従って、順調にいけば平成22年5月の通常總會で定款変更を決議してもらい、7月ごろ申請したいと考えています。問題がなければ数ヶ月後に認定されるが、不認定になると事業や組織を改善して定款を改めなければならないので、最悪の場合は認定が1年後ということも考えられます。

理事会のうごき

第3回理事会 平成21年5月30日(土)

- 第13号議案 正会員の入会申込者の専決処分の承認について
- 第14号議案 専務理事の互選について

第4回理事会 平成21年7月3日(金)

- 第15号議案 正会員の入会申込者の専決処分の承認について
- 第16号議案 平成21年度第2次収支補正予算(案)の承認をもとめることについて

全議案を可決しました。